

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第22号
事故等種類	転覆
発生日時	平成23年12月21日 00時10分ごろ
発生場所	島根県益田市高島北方沖 高島灯台から真方位336° 12.7海里付近 (概位 北緯35° 01.7' 東経131° 43.9')
事故等調査の経過	平成24年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八 ^{こうよう} 光洋丸、135トン TT1-123（漁船登録番号）、共和水産株式会社 B 漁船 はるかぜ、6.4トン TT2-1735（漁船登録番号）、共和水産株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 機関、航海機器等が濡損
事故等の経過	A船は、大中型まき網船団の網船であり、船長Aほか21人が乗り組み、A船の搭載艇であるB船ほか数隻の付属船と共に船団を形成し、高島北方沖において、まき網漁に従事して船首を南西に向け、円形を描いて投網を終了したところ、A船が右舷側の網の方に入り込むようになったので、左舷側をB船に引かせた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の位置の調整（以下「裏こぎ」という。）を行うため、B船の後部にあるドラムから出された直径約36mm、長さ約300mの合成繊維製のえい航索を南東方向に引いていたところ、平成23年12月21日00時10分ごろ突然に左舷側へ転覆した。 船長Aは、B船と連絡が取れなくなり、B船の灯火も見えなくなったので、他の付属船をB船付近へ向かわせ、付属船が操舵室から船外へ脱出した船長Bを救助した。 B船は、A船により揚収され、排水作業が行われた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：風浪 波向北西、波高約0.5～1.0m、うねり 波向北西、波高約1m
その他の事項	船長Bは、救命胴衣を着用していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし A 不明、B 不明</p> <p>B船は、高島北方沖で後方からのうねりを受けて裏こぎ作業中、左舷側に傾斜したことから、転覆した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、B船が、高島北方沖で後方からのうねりを受けて裏こぎ作業中、左舷側に傾斜したため、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Aは、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B船に裏こぎ作業を行わせる場合、海上状況により安全に作業が遂行できるか船長Bと協議し、作業中は連絡を密に行うこと。